

自転車通学規定

- 1 通学に使用する自転車について
 - (1) 学校での自転車点検を受け、鑑札を交付された自転車であること（4月下旬実施予定）
 - (2) 防犯登録した自転車であること
 - (3) 定期的にメンテナンスされた自転車であること（以下項目を自転車点検でチェックします）
 - ブレーキがしっかりとかかること
 - ハンドル・サドルが自身の体型にあったものであること
 - ライトがついていること
 - 反射板がついていること
 - ベルがついていること
 - 鍵がかかること
 - ヘルメットを着用できるよう準備していること
 - 雨天時に雨ガッパを使用できるように準備しておくこと
 - (4) 荷台やベルなど、自転車に改造がみられないこと
- 2 登下校における自転車通学のルール
 - (1) 交通法規・マナーを遵守すること
 - (2) 雨天時は雨ガッパを使用すること（傘さし運転をしないこと）
 - (3) 自転車点検で不備とされた場合は、整備してから使用すること
 - (4) 学校では指定された駐輪場に駐輪し、施錠すること
 - (5) 事故時の頭部保護のためヘルメットを着用すること
- 3 その他
 - (1) 自転車を買い換えた場合は速やかに担任に報告し、鑑札の再交付を受けること
 - (2) 加害事故に備え、損害賠償保険への加入を勧めます